



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 七十七銀行
代 表 者 名 取締役頭取 氏家 照彦
(コード番号 8341 東証第一部・札証)
問 合 せ 先 総合企画部長 小林 淳
(TEL 022-267-1111)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 133 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に株式併合に関する議案を付議すること、および本定時株主総会にて株式併合の議案が承認可決されることを条件に単元株式数を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限を平成 30 年 10 月 1 日としています。当行では、かかる趣旨を踏まえ、単元株式数を変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持するとともに、当行株式に対し、より投資しやすい環境を整備することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

- | | |
|--------------|---|
| A. 併合する株式の種類 | 普通株式 |
| B. 併合の割合 | 平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様ご所有の株式について、平成 29 年 10 月 1 日をもって、5 株を 1 株の割合で併合いたします。 |

C. 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日時点）	383,278,734 株
併合により減少する株式数	306,622,988 株
併合後の発行済株式総数	76,655,746 株

注。「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

D. 併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株あたりの純資産額は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき、その株式について一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主数は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5 株未満所有	242 名（ 2.0%）	322 株（ 0.0%）
5 株以上所有	11,674 名（ 98.0%）	383,278,412 株（100.0%）
合 計	11,916 名（100.0%）	383,278,734 株（100.0%）

注。上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満ご所有の株主様 242 名（所有株式数 322 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（5 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 （平成 29 年 10 月 1 日付）
13 億 4,400 万株	2 億 6,880 万株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、本定款変更は、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会決議を経ることなく行われます。

(2) 定款変更の内容

当行の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が、本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は <u>13 億 4,400 万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当銀行の単元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は <u>2 億 6,880 万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当銀行の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p>

4. 日 程

平成 29 年 5 月 12 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 29 日 (予定)	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日 (予定)	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日
平成 29 年 10 月下旬 (予定)	株主様へ株式併合割当通知を発送
平成 29 年 12 月上旬 (予定)	株式の端数にかかる処分代金の分配

※ 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合等の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、各証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当行では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当行では5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目指しており、その移行期限を平成30年10月1日としています。当行では、かかる趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

一方、全国証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位(1売買単位あたりの価格)を5万円以上50万円未満としており、単に当行株式の単元株式数を100株としますと、現状の株価水準からみて望ましい投資単位とはならない可能性があることや、当行株式に対し、より投資しやすい環境を整備することを目的として、併せて5株から1株に株式併合することといたしました。

Q 4. 株式併合により株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 4. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は5分の1となる一方で、1株あたりの純資産額は5倍となるためです。

Q 5. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 5.

【所有株式数について】

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日(実質上9月29日)の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき、その株式について一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。今後の具体的なスケジュールはQ8のとおりです。

【議決権数について】

議決権数は、株式併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日（予定））前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	3,000 株	3 個	600 株	6 個	なし
例 2	1,234 株	1 個	246 株	2 個	0.8 株
例 3	600 株	なし	120 株	1 個	なし
例 4	3 株	なし	なし	なし	0.6 株

Q 6. 株式の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取制度」または「単元未満株式の買増制度」をご利用いただくことにより、端数の処分を受けないようにすることが可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合により所有株式数が減ると、受け取ることができる配当金は減りませんか。

A 7. ご所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合後の割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株あたりの配当金を設定させていただく予定です。業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式にかかる配当は生じません。

なお、端数株式につきましては、Q 5 に記載のとおり、端数株式の処分代金をお支払いいたします。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 8. 単元株式数の変更および株式併合に関する主なスケジュールは以下のとおりです。

平成 29 年 5 月 12 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 29 日（予定）	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日（予定）	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日（予定）	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日（予定）	単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日
平成 29 年 10 月下旬（予定）	株主様へ株式併合割当通知を発送
平成 29 年 12 月上旬（予定）	株式の端数にかかる処分代金の分配

Q 9. 株主として何か手続きをしなければならないのですか。

A 9. 特段のお手続きの必要はございません。なお、Q 5 の「株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合」については、該当する株主様に対して、Q 8 のスケジュールにより、別途ご案内いたします。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社

電話番号 0120-707-843（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以 上